

# 大村市教育大綱（案）

平成 27 年 6 月 大村市

## I 大綱の趣旨

大村市教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 に基づき大村市が策定するものです。

## II 大綱の期間

大綱の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年間とします。

### Ⅲ 大綱

---

大綱を次の4項目とし、その実現に向けた各種事業を実施します。

#### 1 人間性を重視した学校教育の推進

子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、将来の大村市を担う人材を育成するため、教育内容の充実、家庭や地域との連携による特色ある教育を進め、基礎学力の向上や心の充実に努めるとともに、個性や創造力の育成に努めます。

#### 2 生きる力の基礎となる家庭教育の充実支援

あらゆる教育の出発点であり、生きる力の基礎となる家庭教育の充実を図るため、家庭と地域社会がそれぞれの役割を認識するとともに連携・協力体制を強化し、青少年が健全に成長することができる環境の実現を目指します。

#### 3 自分らしく生きるための学びの支援

自らの生き方の選択を可能にするための知識・技能の習得や、芸術・スポーツなどの豊かでゆとりある活動を通じて、市民が生き生きと暮らすことのできる社会づくりを目指します。

#### 4 歴史・伝統を尊重するとともに多様な文化・価値観を学ぶ環境づくり

身近な地域をはじめ、自国の歴史・伝統文化を学び継承することができる機会を拡充するとともに、世界に羽ばたくグローバル人材を育成するため、国際理解、外国語教育などに視点を置いた教育環境の整備を目指します。